平成２８年（フ）第１８８号
愛知県岡崎市不吹町14番地64　サンシティガーデンヒルズ不吹503
債務者　川村　聖子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５２号
静岡県浜松市天竜区只来57番地
債務者　菊池　範子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
静岡県磐田市見付3662番地１パノラマハイツⅡ－212
債務者　鈴木　美保
1　決定年月日時　平成28年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第５１６６号
東京都世田谷区祖師谷５丁目35－１
債務者　今村　葉子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１７２号
東京都葛飾区南水元１丁目24－３－403
債務者　山田　吉行
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１８０号
神奈川県横浜市港北区篠原町2987　ワイアール新横浜ハイツ２－108、住民票上の住所神奈川県相模原市緑区下九沢2130－１－707
債務者　佐藤　知美（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１３号
静岡市駿河区西島188番地の５　アネハ・ハレ305
債務者　笠井　尚紀（旧姓五條）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０号
熊本県阿蘇市西小園733番地１
債務者　佐伯　龍太
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午前10時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第６２５号
東京都武蔵村山市大南５丁目56番地の１パピヨン大南506号
債務者　福島　康志
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２６３号
静岡県焼津市本町５丁目２番23号
債務者　山本　昭悟
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６３号
東京都小金井市前原町４丁目18番19号カーサデルアクイラ105
債務者　根本有紀乃
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３８４号
横浜市旭区本村町52番地１
債務者　金澤　伸夫
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３８５号
横浜市旭区本村町52番地１
債務者　金澤　江美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地656　垣花アパート102
債務者　金城　正彦
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第８４号
沖縄県うるま市石川伊波205番地１　メゾン津205
債務者　名護みどり
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部